

自動車保険 商品改定のご案内

拝啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より日本興亜損害の自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本興亜損害では、2012年10月1日以降をご契約期間の初日とする自動車保険について、商品改定を実施することといたしました。

つきましては、商品改定の概要について次のとおりご案内申し上げますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の商品改定においては、損害保険料率算出機構(<http://www.nliro.or.jp/>)による参考純率の改定を踏まえ、ノンフリート等級別料率制度の改定を実施させていただきますので何卒ご了承ください。

敬具

このご案内において、カーBOXとは「くるまの総合保険」、SIPとは「一般自動車総合保険」を指す商品名称です。

割引制度の改定

多数割引の対象契約の拡大

〔カーBOX SIP〕

右記のとおり、3台以上のお車を1保険証券で同時にご契約いただく場合に適用することとしていた「ノンフリート多数割引」および「フリート多数割引(9台以下)」の対象契約を2台のご契約にも拡大し、「1%」の割引を適用します。

契約台数	割引率
2台	1%
3台～5台	3%
6台以上	5%

拡大

ノンフリート等級別料率制度に関する主な改定

1 ノンフリート等級別料率係数(割増引率)などの改定

〔すべての保険種類〕

参考純率*の改定を踏まえ、これまで同じ等級であればすべてのお客様で同一としていた割増引率を事故の有無によって、「無事故割増引率」と「事故有割増引率」の2種類に分け、事故のあったご契約の次契約から「事故有割増引率」を一定期間適用します。(その期間を「事故有係数適用期間」といいます。詳しくは、裏面 2 をご覧ください。)

また、すべての等級の割増引率を見直します。

* 保険料率は、将来の保険金に充てられる「純保険料率」と保険会社の事業費に充てられる「付加保険料率」で構成されています。日本興亜損害の「純保険料率」は損害保険料率算出機構が各保険会社からのデータを基に算出した「参考純率」に基づき算出しています。

※ 1 1等級から5等級、6等級(F)のご契約については、一般的に事故歴のあるご契約であるため、「無事故」と「事故有」の割増引率の細分化は行いません。

※ 2 ドライバー等級別料率も同様の改定を行います。

<<<改定後のノンフリート等級別料率係数(以下「新係数」)の適用時期>>>

「次契約から新係数が適用される」ことをお客様にご案内するため、2012年10月1日から1年間を「周知期間」として、この間にご契約期間の初日を迎えるご契約については、下表の「改定前」の割増引率を適用します。新制度により適用等級・割増引率などが決定されるのは、その継続契約からとなります。

したがって、[無事故割増引率]または[事故有割増引率]が適用されるのは、1年契約または長期契約が満期を迎えてご継続いただく場合、ご契約期間の初日が2013年10月1日以降のご契約からとなります。*

* 事故のあるご契約を2013年9月30日以前に解約して再びご契約いただく場合、解約後のご契約に「事故有割増引率」を適用することがありますので、ご注意ください。

<改定前後のノンフリート等級に対する割増引率>

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	割増					割引															
改定前	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63	
改定後	無事故①	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
	無事故②	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
	無事故③	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

※ 1 上表の割増引率は、ご契約期間の初日がそれぞれ次の日付のご契約に適用します。なお、ご契約を解約して再びご契約いただく場合、取扱いが異なることがあります。

○改定前: 2012年10月1日～2013年9月30日 ○無事故①: 2013年10月1日～2014年9月30日

○無事故②: 2014年10月1日～2015年9月30日 ○無事故③: 2015年10月1日以降 ○事故有: 2013年10月1日以降

※ 2 「無事故割増引率」については、無事故で等級が進行したにもかかわらず、割引率がダウンすることがないように2年間の「経過措置期間」を設け、上表「無事故①」、「無事故②」と割引率を段階的に見直します。

なお、「経過措置期間」終了後の割増引率は、上表「無事故③」になります。

2 事故有係数適用期間の新設

【すべての保険種類】

前契約に事故があった契約について、その契約を含めて、以後「事故有割増引率」を適用する年数を表わす「事故有係数適用期間」を新設します。

なお、「事故有係数適用期間」の取扱いは次のとおりです。

- 「3等級ダウン事故」1件につき「3年」、「1等級ダウン事故」1件につき「1年」を継続契約の「事故有係数適用期間」に加算します。
- 「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」とし、1年契約の場合、1年間経過するごとに「1年」を減算*します。

*前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内に継続されない場合などは減算しません。

- ▶ これにより、1年契約に3等級ダウン事故が1件あった場合、その継続契約の「事故有係数適用期間」は3年となり、以後3年間は「事故有割増引率」を適用します。その3年が無事故の場合、「事故有係数適用期間」は0年となりますので、4年後からは「無事故割増引率」を適用します。

3 事故区分・事故カウントの改定

【カーBOX SIP BAP】

参考純率におけるノンフリート等級別料率制度の改定を踏まえ、「等級すえおき事故」として取り扱っていた事故を「1等級ダウン事故」とします。

ただし、「火災・爆発」や「窓ガラス破損」については、ご契約のお車の運行に起因する場合など、事故原因により「3等級ダウン事故」として取り扱います。また、「受託貨物賠償責任補償特約に係る事故」については、事故原因にかかわらず「3等級ダウン事故」として取り扱います。

- ▶ これにより、これまで「等級すえおき事故」として取り扱っていた次の場合は、「1等級ダウン事故」として取り扱います。
 - 「飛び石などによる窓ガラス破損」により、車両保険金をお支払いした場合
 - ご契約のお車の「盗難」により、車両保険金をお支払いした場合

4 無過失「車対車事故」の特則の改定

【カーBOX SIP BAP】

①「ノーカウント事故」として取り扱う無過失「車対車事故」の特則の適用条件を改定し、「ご契約のお車の所有者に過失があった場合」は、本特則の対象外とします。

- ▶ これにより、ご契約のお車の所有者がご家族のお車を運転中に、自宅駐車場に停車中のご契約のお車に接触してしまった場合などは、本特則の対象外となり、3等級ダウン事故になります。

②相手方から基本的に賠償を受けることができない損害を補償する次の特約に関する保険金をお支払いした場合は、本特則の対象外とします。ただし、これらの特約につきましては、お客様が特約の適用可否を事故時にご選択いただけることとし、適用されない旨のお申し出をいただいた場合は、本特則の対象とします。

- 車両新価保険特約
- 車両全損時超過修理費補償特約
- 買替時諸費用補償特約
- 財物損害補償特約の積載動産損害条項
- 積載動産損害補償特約（個人用・事業用）

③示談などによる無過失の確定を待たずに本特則を適用できる事故類型に、従来の相手自動車の「追突」または「センターラインオーバー」に加えて、「相手自動車の赤信号無視による事故」および「ご契約のお車が駐停車中の事故」を追加します。

5 車両保険に関する特約の改定

【カーBOX SIP】

「車対車事故および限定危険「車両損害」補償特約」および「限定危険「車両損害」補償特約」の対象事故のうち、「窓ガラス破損」について、「飛来中または落下中の他物との衝突以外のご契約のお車の運行に起因して生じた損害」などを補償の対象外とします。

- ▶ これにより、単独事故による「窓ガラス破損」の場合、本特約による補償の対象外となりますので、補償するためには、車両保険の種類を「一般条件」でご契約いただく必要があります。なお、「飛び石などによる窓ガラス破損」や「いたずら（ご契約のお車の運行に起因しない、直接の人為的行為）による窓ガラス破損」については、引き続き、本特約による補償の対象となります。

6 等級プロテクト特約の廃止

【カーBOX SIP】

事故が「あった方」と「なかった方」の保険料負担の公平性をより高めるため、等級プロテクト特約を廃止します。

ただし、ご契約期間の初日が2012年9月30日以前のご契約で「等級プロテクト事故」があった場合は、継続契約のご契約期間の初日にかかわらず、引き続きその事故を「等級すえおき事故」として取り扱い、継続契約の等級を決定します。

※このご案内は「くるまの総合保険（カーBOX）」、「一般自動車総合保険（SIP）」、「自動車保険（BAP）」および「ドライバー保険」に関する2012年10月の改定概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
※ご契約に際しては重要事項説明書の「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料の算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
※取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お問合せは下記の取扱代理店まで